

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市(西土佐) (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	津大地区③ (奥屋内上・奥屋内下・玖木・口屋内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 13 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

- ・中山間地域に位置しているが、小規模な田畑が点在している。
- ・奥屋内下地区に集落営農法人「黒尊川営農組合」が設立され、この1法人と2名の中心的担い手がいる。
- ・水稻や高収益作物(シントウ等)、果樹(ユズ・栗)を栽培している。
- ・中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払い交付金を活用し、農地の維持を図っている。
- ・鳥獣防護柵等の設置もおおむね完了している。

【地域の課題】

- ・急勾配で耕作しづらい立地条件にあり、基盤整備が未整備となっている。
- ・集落の高齢化や担い手不足が課題ではある。営農組合のメンバーも高齢化し、将来の見通しに不安は大きい。
- ・高齢化率は高く、5～10年後には地域内の人口が急激に減少する見込み。
- ・担い手となる後継者が農地面積と比べると少数しかいない。
- ・鳥獣防護柵等の老朽化が進み、所々で被害がでてきており、サルの被害が大きく柵のみでは防護できない。栗は単価も上がっているが被害が多い。
- ・農業従事者の高齢化で、ユズ栽培などの労力負担解消が求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・圃場の条件に応じて、果樹(ユズ・栗)等への転換を行う。
- ・地区内や他の集落営農組織及び中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域化を図る。
- ・水稻については、田の立地条件や生産性に応じ主食用米と飼料用米を栽培する。
- ・主食用米については、ブランド化を推進し、品種や栽培基準の規格を作成、品質を保持することで高収益化を図る。
- ・狭小地や不整形等条件の圃場については、収益性が高い果樹(ユズ・栗)や高収益作物に転換し、効率的な生産に取り組む。
- ・地域として(公財)西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。
- ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する。
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中心的担い手である認定農業者3経営体が担う。 ・中心的担い手へ集積する農地については、生産性・利便性の良いものを選別する。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、農地をこうした担い手に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・中心的担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れには農地バンクの機能を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・一層の生産効率向上や農地集積・集約化を図るため、必要に応じた農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後は担い手が不足するため入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。 ・地域として(公財)西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。 ・集落営農組織を中心に、後継者のいない農地を管理する体制づくりを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地区内や他の集落営農組織及び中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域化を図る。 ・農作業受委託については地域内の集落営農組織を活用する。 ・(公財)西土佐農業公社と連携し農業機械のリース、受委託に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①各地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む、特にサルについては、猟友会や高知県等関係機関と連携し、専用わなの設置やパトロールの強化を行う。

②すでに地域で活用されている畜産たい肥等の施用や、減農薬にも取り組んでいく。

③自動散布型のドローンや、自走型草刈機等を各種補助事業やモデル事業を導入して共同購入し、作業の効率化と負担軽減、作業安全性を向上させる。

⑤圃場の条件に応じて、収益性が高い果樹(ユズ・栗)等の効率的な生産に取り組む。

⑦老朽化した農道や水路は、各種整備・交付金事業を活用して水路や圃場を整備・修繕し、優先的に維持していく。

⑩市やJA等と連携し、水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、気象情報を共有し、被害発生を抑止に努める。